

【第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画】パブリックコメント及び対応一覧

No.	頁	章	節	タイトル	意見要旨	市の考え方及び対応	記載内容
1	8 5 10	2	1	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 (2)障がい者等の状況	精神・療育の手帳所持数は増加はあるが、年代別があるとどの年代の取得が多いのかわかるので入れてみてはどうか。 (年代別を入れることによって、福祉にアクセスしやすくなつたかもわかりやすくなるのではないか。)	ご意見のとおり年代別を入れることで考察が深められると考えます。手帳所持者数の数値のうち身体障害者手帳所持者数及び療育手帳所持者数は、18歳未満と18歳以上を分類し国報告の福祉行政報告例より活用していますので計画に反映します。	身体障害者手帳所持者数及び療育手帳所持者数の内訳として、18歳未満と18歳以上を追記します。
2	10	2	1	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 (2)障がい者等の状況	自立支援医療はここ3年で100人ずつ増えているが、なぜか。また、令和3年度に減ったのはなぜかの考察が欲しい。(新型コロナ等の影響など) また、「自立支援医療」についての用語解説を入れてほしい。	・令和3年度に減少した理由としては、新型コロナ感染症の影響により、医療証の有効期限が自動延長されたことが要因の1つと考えられます。年度ごとの増減について分析できる統計等ないため考察には至ることができません。 ・「自立支援医療」の用語解説を追記します。	・記載は原案どおりとします。 ・「自立支援医療」の用語解説を追記します。
3	11	2	2	第7期阪南市障がい福祉計画・第5期阪南市障がい児福祉計画 障がい者等アンケート調査結果	配布数は1162、187となっているが、この数字なのはなぜか説明が欲しい。(回収率の問題かと思うがどうなのか) また、回収率が4割だが、この割合だとアンケートとして不十分ではないか。 障がい者数は多くはない人数だと思うので、もっと多くの人に配布すると、より現在の阪南市の福祉の現状がよくわかるアンケート結果になるのではないか。 前回調査がいつなのかの説明をする表記が欲しい	・配布数1,162件は、18歳以上～65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の全件です。 配布数187件は、18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持者及び放課後等デイサービス利用者の全件です。 ・前回調査の令和2年度においても回収率は低く、障がい者調査39.8%、障がい児調査38.3%であったことから、事業所への周知依頼、来庁者への声掛けや回答記入の介助に努めましたが、回収率は4割となりました。 回収率は、半数に届かないものの、調査結果としては有意であると考えます。	・全件調査の旨を追記します。
4	14	2	2	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 (1)障がい者調査	「診断を受けていない」人が7割いるが、なぜかの考察が欲しい。(診断がつかないのか、病院へのアクセスの問題なのか)	発達障がいの診断の有無についての回答者は、18歳以上～65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持されている470人全件であり、発達障がい以外の方も含まれているため、「診断を受けていない」の回答が多数になったものと考えられます。	記載は原案どおりとします。
5	60	3	3	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 (3)障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	空き教室の利用はあるが、実際の利用は学校という施設を考えても厳しいのではないか。	国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき掲載しております。阪南市の小中学校の現状では、空き教室・余裕教室がないため教室の利用は難しいと考えます。	記載は原案どおりとします。
6	107	5	1	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 (1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援について 令和8年度末までに2箇所とあるが、現在すでに2箇所あり、児童発達支援の事業所の数や障がい児数の増加を見ても、目標値をもう少し高くしてもいいのではないか。	保育所等訪問支援の第3期目標値については、国・府の基本的な考え方により、サービスの提供体制の確保のため、少なくとも2か所を成果目標として設定しています。 また、活動目標において、訪問先の保育所等の施設数や支援対象となる障がい児数などを勘案し、利用見込量を算出しており、令和3年度から令和5年度までの実績(見込み)において大きな増加が見られない中にあっても、令和6年度以降は、利用者の増加を見込み計画設定しています。	記載は原案どおりとします。

【第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画】パブリックコメント及び対応一覧

No.	頁	章	節	タイトル	意見要旨	市の考え方及び対応	記載内容
7	10	1	2	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 障がい者等アンケート調査結果	障がい者調査の「考察」について 各項目のアンケート結果に対して「考察」が記述されているが、単に数値を1文程度に説明していくそれをもとに「〇〇が必要」と書いているだけで、とても考察とは呼べない。なぜそのようなアンケート結果になったのか、障がい者のニーズと行政サービスや事業所サービスとの関連性などとの比較をして、どのような行政サービス、事業所サービスが必要かを論じるべきではないか。具体的な施策や対応策などがなく、障がい者支援を改善しようとする意識や姿勢が感じられない。	アンケート結果に対して「考察」において課題等を抽出し、これを踏まえて第3章において施策の方向性を定めています。	・記載は原案どおりとします。
8	59	3	3	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 3 計画の基本的な考え方	計画の基本的な考え方について どの項目も理想的な文章が掲げられているが、どれも現状あまり達成できていると思えない。自分の専門は障がい児支援だが、市の機関との連携や学校との連携、就労支援との連携、事業所間連携などが現状ほとんど実施されていないように思える。市の福祉課が中心となって積極的に各機関・事業所に呼び掛けて緊密な連携ができるよう環境づくり・啓発を心がけていただきたい。	市と障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所との連携については、基幹相談支援センター研修会に行政や事業所等の関係機関が参加し、事例検討会等を実施しています。また、阪南市岬町地域自立支援協議会においては、8つの部会・会議を設置しています。「相談支援事業所連絡会」は月1回開催し新規事業所の紹介、事例検討、サポートブックの作成、発達障がい支援の勉強会を実施。「阪南市岬町支援者ネットワーク」は生活介護事業所、就労系サービス事業所及び障害児通所支援事業所が集まり2か月に1回開催、事例検討会や事業所見学を実施。就労支援部会では工賃向上にむけた検討会を行っています。	・記載は原案どおりとします。
9	60	3	3	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 3 計画の基本的な考え方	保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援について 放課後等デイサービスとう障がい児支援に対する学校側の理解が学校によってかなり差がある。放課後等デイサービスが新規で利用する児童がいる学校に対し電話でいさつをした際に「個別に電話をするな」と事業所・保護者に苦情の電話を入れた学校があった。学校によっては校内に送迎車を入れないなど、障がい児の支援に対して適切な対応をしない学校がある。学校への啓発(そもそも啓発が必要なこと自体がおかしいが)を盛り込むべきである。	支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携した支援を行うことの重要性については、各学校へは定期的に周知しているところです。また、各学校の状況に応じて可能となる範囲で、放課後等デイサービスとの連携した対応しているものと認識していますが、今後も、連携の重要性について、引き続き、周知に努めてまいります。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりとします。
10	62	3	3	第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画 5 計画の基本的な考え方	(2)意思決定支援の促進 (7)ユニバーサルデザインの推進 この項目のみ特に取り組みに関する記述が無いのは何故か。	(2)意思決定支援の促進については、意思決定ガイドラインを踏まえ事業者が作成するサービス等利用計画や個別支援計画に基づきサービス提供する際に障害(児)者が自らの意思が反映されるように可能な限り努めます。 (7)ユニバーサルデザインの推進についてはバリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフト面から地域での快適な生活環境の整備を図り、自らの描くライフスタイル通りに活躍できる社会を目指します。	左記の内容を追記します。
11	106	5	1	第3期阪南市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標について	保育所等訪問支援を充実させるのは良いが、現状阪南市は保育所等訪問支援を追加すると、その日数分受給者証の合計日数から減らされる。泉南市や岬町など他市町村では保育所等訪問支援を利用して通所系サービスを利用するための日数を減らされることはない。保育所等訪問支援と通所系サービスの支援は支援の質が全く違うので、充実した通所支援を受けられるよう、保育所等訪問支援を利用しても通所系サービスの利用日数が減らされないようにするべきである。	障害児通所支援の支給決定基準において、児童発達支援または放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせて支給決定する場合は、複数のサービスを組み合わせた支給量を月23日としていましたが、大阪府と協議し、令和5年10月より児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の上限支給量を23日とし保育所等訪問支援は合算しないこととした。	左記のとおり対応していますので、令和6年度を初年度とする本計画上の記載は原案どおりとします。
12	107	5	1	第3期阪南市障がい児福祉計画 1計画の成果目標について	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について 現状2箇所あり目標値を達成しているので「現状を維持していきます」とあるが、現状を維持するとともにニーズや新たな支援事業所の増加があるのであれば、目標値の維持だけでなく積極的に支援体制を充実させるような姿勢を盛り込むべきである。この項目に限らず、現状維持ばかりでより支援体制を充実させようという意思が感じられない。	保育所等訪問支援の第3期目標値については、国・府の基本的な考え方により、サービスの提供体制の確保のため、少なくとも2か所を成果目標として設定しています。 また、活動指標において、訪問先の保育所等の施設数や支援対象となる障がい児数などを勘案し、利用見込量を算出しており、令和3年度から令和5年度までの実績(見込み)において大きな増加が見られない中にあっても、令和6年度以降は、利用者の増加を見込み計画設定しています。	記載は原案どおりとします。

【第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画】パブリックコメント及び対応一覧

No.	頁	章	節	タイトル	意見要旨	市の考え方及び対応	記載内容
13	110	3	2	第3期阪南市障がい児福祉計画 2計画の活動指標について	放課後等デイサービスの計画値と実績値について 放課後等デイサービスの利用日数について、放課後等デイサービスを併用している場合、阪南市は各事業所の利用日数は契約日数を超えないよう厳密に制限している。泉佐野、泉南市、岬町は受給者証の合計日数を超えない範囲であれば、各事業所の利用日数は契約日数に縛られず柔軟に利用できるようになっている。併用している障がい児は曜日を固定して利用していることが多く、例えば1事業所の契約日数が5日／月で金曜日を利用しているとすると、金曜日の日数が5日／月の場合は良いが、金曜日の日数が4日／月になった場合、金曜日に契約をしている事業所を1回分利用できないが、契約日数の縛りがあるため他事業所の利用に回すことができない。その縛りの影響が計画値より実績値の方が低いことに現れているのではないか。障がい児によってはすべての日数を利用するため毎月受給者証の日数を書き換えたり、事業所も同じく毎月阪南市に契約日数を申請しなおしている。市としても毎月事務手続きに無駄に時間がかかるており、誰にとっても意味のない縛りとなっている。早急にこの縛りを撤廃した方が良い。	契約を締結した事業者は、契約内容報告書により市町村に遅滞なく報告しなければならないと「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」で定められています。 支給管理において、請求のあったサービス提供量が、契約支給量又は決定支給量を超えているものは、国保連合会の審査(点検)で市に対して返戻するか否かの判断を必要とされます。 また、大阪府の市町村実地指導において、事業所からの契約内容報告書の提出が不足していると指摘を受けて以降は、契約内容報告書の管理を徹底するようにしています。	左記のとおり対応していますので、記載は原案どおりとします。